

No.	質問	回答
1	対象となる省エネ家電を教えてください。	申請日時点において、日本産業規格（J I S規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が最新の目標年度で100パーセント以上であるエアコン・電気冷蔵庫が対象です。 （最新の目標年度：エアコンは2027年度、電気冷蔵庫は2021年度）
2	申請方法を教えてください。	オンライン申請、郵送、来庁（本庁のみ）しての申請となります。
3	申請は、いつからいつまでですか。	申請は6月1日から11月30日までです。ただし、受け付けた申請が補助金の予算上限に達した場合は、11月30日より早く受付を終了します。
4	申請は、店舗がするのですか。	原則、実際に家電を購入された日置市民の方が申請を行ってください。 ただし、家電を購入した市民の代理で販売店舗が申請することも可能です（申請者名義は購入世帯の世帯主とすること。）。
5	予算の残額を知る方法がありますか。	市のホームページ等に公開する予定としております。
6	法人でも申請できますか。	日置市民を対象としており、法人名義での申請はできません。
7	個人で購入し、事業所に設置する場合は、補助の対象となりますか。	対象となりません。お住まいの住宅以外への設置は補助の対象外です。


8	<p>自宅兼店舗の省エネ家電買い換えについては、補助金の対象となりますか。</p>	<p>店舗部分を明確に分けられる場合（例：部屋が分かれているなど）は、その店舗部分に設置している省エネ家電の買い換えは対象外となります。 日常生活と切り離せない空間に設置されている省エネ家電の買い換えは対象となります。</p>
9	<p>リユース品は対象となりますか。</p>	<p>対象となりません。新品（未使用）である必要があります。</p>
10	<p>リース（レンタル）品は対象となりますか。</p>	<p>対象となりません。リースなど補助申請者に所有権がないものは対象外となります。</p>
11	<p>令和8年5月（対象期間前）に購入した場合、補助の対象となりますか。</p>	<p>対象となりません。令和8年6月1日以降に購入されたものが対象となります。</p>
12	<p>インターネット等で購入した家電は対象になりますか。</p>	<p>対象となりません。日置市内に所在する店舗で購入したものが対象となります。</p>
13	<p>購入する店舗の指定がありますか。</p>	<p>日置市内に所在する店舗で直接購入する必要があります。レシートや領収書に記載される店舗の所在が市内であることが条件となります。（インターネット等は対象外）</p>
14	<p>申請回数に制限がありますか。</p>	<p>申請回数は、1世帯当たり1回限りになります。</p>

15	省エネ家電の購入数に制限はありますか。	制限はありません。複数の対象の省エネ家電を購入し申請していただくことは可能です。ただし、申請できるのは、1世帯当たり1回限りとなりますので、複数の対象の省エネ家電を購入する場合は1回の申請にまとめてください。また、複数の省エネ家電を購入した場合でも補助金の上限は4万円となります。
16	日置市外に住んでおり、日置市への転入を予定していますが、補助対象となりますか。	日置市に転入後、対象期間内に日置市内の店舗で購入した場合は対象となります。
17	賃貸物件を管理している不動産会社なのですが、本補助金を申請できますか。	日置市民を対象としており、法人は申請できません。日置市民で、お住まいの住宅に対象の省エネ家電を設置し、自ら使用する方のみ申請することができます。
18	戸建住宅に設置する場合、世帯主以外でも申請できますか。	申請手続きは世帯主以外でも可能ですが、申請者名は世帯主の方をご記入ください。
19	対象の省エネ家電を購入する前に、申請する必要がありますか。	必要ありません。対象の省エネ家電を購入し設置した後、必要書類をそろえた段階で申請書を提出してください。
20	省エネ家電の補助対象経費について、本体購入費のみですか、税込、税抜のどちらになりますか。	省エネ家電の本体購入費のほかに本体購入と一体不可分の据付等の工事も対象となります。なお、消費税は対象となりません。
21	省エネ家電の配送料は、補助対象経費となりますか。	対象となりません。

22	エアコンの取付工事費用は、補助対象経費となりますか。	エアコンの取付工事費用は補助対象経費となりますが、既存エアコンの撤去に係る費用は対象外となります。
23	店舗で値引きを受けた場合、補助対象経費はどのようになりますか。	値引きを受けた場合、補助対象経費は値引き後の価格（税抜）となります。
24	店舗独自のポイントを使用した場合、補助対象経費はどのようになりますか。	店舗で商品代金等から値引きがあった場合（クーポン割引など）や店舗独自のポイント等を使用した場合は、値引きやポイント等の使用後の支払額（税抜）が補助対象経費となります。
25	「日置市暮らし応援商品券」及び「プレミアム付き商品券」は使用できますか。	使用できます。 ただし、商品券で支払った金額に相当する額を除いた額が補助対象経費となります。 例：エアコン本体価格10万円に対し、暮らし応援商品券1万円を使用した場合。 10万円－1万円＝9万円（補助対象経費）⇒補助金額2万円
26	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、補助対象となりますか。	補助対象となります。
27	補助が受けられるかどうかは、どのように決まるのですか。	必要な書類が揃っていれば先着順となります。必要な書類が揃っていない場合は、申請を受け付けられませんので、必要な書類が揃ってから申請してください。申請前に必要な書類が全て揃っているか確認をお願いします。
28	申請書類の様式等は、どこで入手できますか。また、提出はどのようにしたらよいか。	日置市役所ホームページからダウンロードできます。また、市役所本庁地域共創課の窓口でも受け取ることができます。 申請書類の提出については、オンライン申請、郵送、来庁（本庁のみ）しての申請となります。

29	郵送での申請は消印で受け付けしますか、それとも届いた日で受け付けしますか。	申請書類に不備がない場合は、消印で受け付けさせていただきます。
30	領収書（レシート）には、金額のほかにどのような情報が記載されている必要がありますか。	購入日、購入店舗名、購入した製品名、支払金額（内訳）が記載されているものが有効となります。（様式は問いません。）購入者名の記載がある場合は申請者名と同じである必要があります。
31	メーカー保証書に店舗の名称等は必要ですか。	名称記載の有無は問いません。ただし、申請者の氏名、住所、購入日を記入した保証書の写しを提出してください。
32	保証書は店舗が発行しているものでも大丈夫ですか。	メーカー発行の保証書が必要となります。店舗が発行する保証書は対象外です。
33	店舗の保証書をもってメーカー保証書の代用は可能ですか。	店舗の保証書での代用は不可となります。メーカー発行の保証書の写しが必要となります。
34	エアコンや冷蔵庫は配送・設置されないと保証書を受け取ることができないことがあります。保証書は後で提出するので先に受け付けしてもらえませんか。	必要な書類が全て揃わなければ、受け付けは出来ませんので、必要な書類が全て揃ってから申請して下さい。
35	領収書やレシート、保証書を紛失した場合、申請できますか。	申請できません。領収書又はレシート、保証書の写しは必ず添付してください。（領収書等の再発行が可能かどうかは、購入した店舗にお尋ねください。また、保証書の再発行は、メーカーにお尋ねください。）

36	領収書（レシート）の代わりに納品書又は請求書を提出することは可能ですか。	不可となります。納品書又は請求書では、代金を支払ったかどうかを確認できないためです。
37	領収書（レシート）や保証書は、原本を提出する必要がありますか。	写しの提出をお願いします。原本を提出された場合は、返却いたしかねますのでご注意ください。
38	補助金申請額が予算を超えた場合はどうなりますか。	NO.27の回答にありますように、補助が受けられるかどうかは必要な書類がそろっていれば先着順となります。ただし、補助金申請額が予算額を超えた場合は、予算に達した日の申請で、書類等に不備がなく受け付けた申請者の中から、抽選により交付決定を行います。
39	補助金がもらえるかどうかはいつ分かりますか。	交付決定通知書で確認をお願いします。
40	交付決定通知を受け取ってから、口座に入金されるまでどの程度の期間がかかりますか。	交付決定通知書が届いた日から概ね2ヶ月程度で指定の口座に入金予定としています。
41	購入した家電の設置までに時間がかかるため、購入したレシートだけで補助金の申請をすることはできますか。	必要な書類が全て揃わなければ、受け付けは出来ませんので、必要な書類が全て揃ってから申請して下さい。
42	家電の購入先は家電販売店でない電気工事事業者でも対象店舗となりますか。	市内に店舗があり、補助金の対象家電を取り扱っている事業者であれば対象店舗となります。

43	設置事業者が申請書類を代行して作成してもいいか。	事業者の皆様が対応可能であれば、申請書類作成を代行しても構いません。 ただし、申請者は家電購入者で申請してください。
44	冷蔵・冷凍、両方の機能を切り替えることができる製品等は対象となりますか。	<p>メーカーが示している当該製品の説明書や経済産業省資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」などにて、「電気冷蔵庫」または「電気冷凍冷蔵庫」であることが確認できる製品であり、かつ省エネ基準達成率等の要件を満たしている場合、対象となります。</p>  <p>省エネ型製品情報サイト https://seihinjyoho.go.jp/search.html?cat=%E9%9B%BB%E6%B0%97%E5%86%B7%E8%94%B5%E5%BA%AB&ty=2021</p>
45	製品代は購入時に製品購入店舗へ、設置工事代は施工後に施工事業者へ支払いをする場合、設置工事代金も補助対象経費に含まれてよいですか。	この場合、補助対象経費に含んで差し支えありません。ただし、設置工事にあたり発行されるレシート等に製品の型番等が記載され、購入した製品に関する設置工事であることが確認できる必要があります。なお、申請の際は両方のレシートの写し等を添付いただく必要があります。